様式第７号（第12条関係）

番　　号
年　　月　　日

様

香川県知事

かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付決定通知書

令和７年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金については、下記のとおり交付決定したので、令和７年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱第 12 条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定番号

２　補助金の額　　金　　円

３　交付決定日

４　交付の条件

（１）補助事業により取得した財産について、取得日より太陽光発電設備は 17 年間、蓄電池は６年間、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
ただし、補助金の全部に相当する額を県に納付した場合は、この限りでない。

（２）知事が（１）の承認と併せて補助金の全部又は一部について返還を請求したときは、請求に応じて返還しなければならない。

（３）補助事業者は、香川県補助金等交付規則第５条の２各号のいずれにも該当しないこと。

（４）上記に掲げるもののほか、香川県補助金等交付規則、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領及び令和７年度かがわスマートハウス促進事業（重点対策加速化事業）補助金交付要綱の定めに従わなければならない。